

入札・契約制度の運用の見直しについて

I 工事の入札における予定価格の事後公表の一部実施について

- 1 技術的難易度が高く、規模の大きい工事の予定価格については、事業者の積算能力が入札に反映されると考えられるため、24 年度の契約分から、事後公表とします。
- 2 規模の小さい工事（上記 1 以外の工事）については、工事内容が比較的複雑でなく、また、同種の工事を繰り返し発注することが多いため、事業者の積算能力が入札に反映される余地は少ないと考えられるとともに、事業者において採算の見込みがない入札に参加しないことができるなどのメリットが明確であることから、事前公表を原則とします。

1 24 年度の契約分から予定価格を事後公表にする対象工事

	対象工事	対象金額
①	「土木」「建築」「上水道」のほか、「港湾」「鋼構造」「機械器具設置」など、次の②以外の工種	予定価格 1 億円以上
②	「ほ装」「電気」「管」「造園」の 4 工種	予定価格 5 千万円以上

2 これまでの事後公表の試行方法

年度	試行の対象工事の抽出方法	事後公表 試行件数
20 年度	【試行目的】事前公表と低価格競争との関連性を検証するため	8 件
21 年度	【対象工事】競争の激しい工種を中心に、事前公表と比較できる工事を抽出	2 3 7 件
22 年度		4 5 0 件
23 年度 (11 月末)	【試行目的】技術的難易度が高く、規模の大きい工事は、積算能力が入札に反映されるか検証するため 【対象工事】次の発注工事の半数を抽出 ①「土木」「建築」「上水道」の 3 工種は、予定価格 1 億円以上 ②「ほ装」「電気」「管」「造園」の 4 工種は、予定価格 5 千万円以上	9 2 件

3 検証結果

(1) 予定価格の公表時期と低価格競争との関連性はありません。

《22年度までの入札状況》

- ①平均落札率及び平均入札参加者数は、予定価格の公表時期により変わることはありませんでした。
- ②工事成績は、予定価格の公表時期により変わることはなく、事前公表が工事の品質を低下させるといった状況は確認できませんでした。

(2) 規模の大きな工事では、事後公表の場合、最低制限価格への集中度が緩和され、さらに入札価格にばらつきがあることから、事後公表は、事業者の積算能力が入札に反映されています。

《23年度の入札状況》

- ①規模の大きな工事において、最低制限価格（※）から±0.5%の範囲にある入札者の割合は、事後公表は30%未満、事前公表は70%以上となっており、事後公表は、最低制限価格への集中度が緩和される一方で、事前公表は、乱数αの影響範囲にある入札の割合が多い状況でした。

【本市の最低制限価格の算出式】

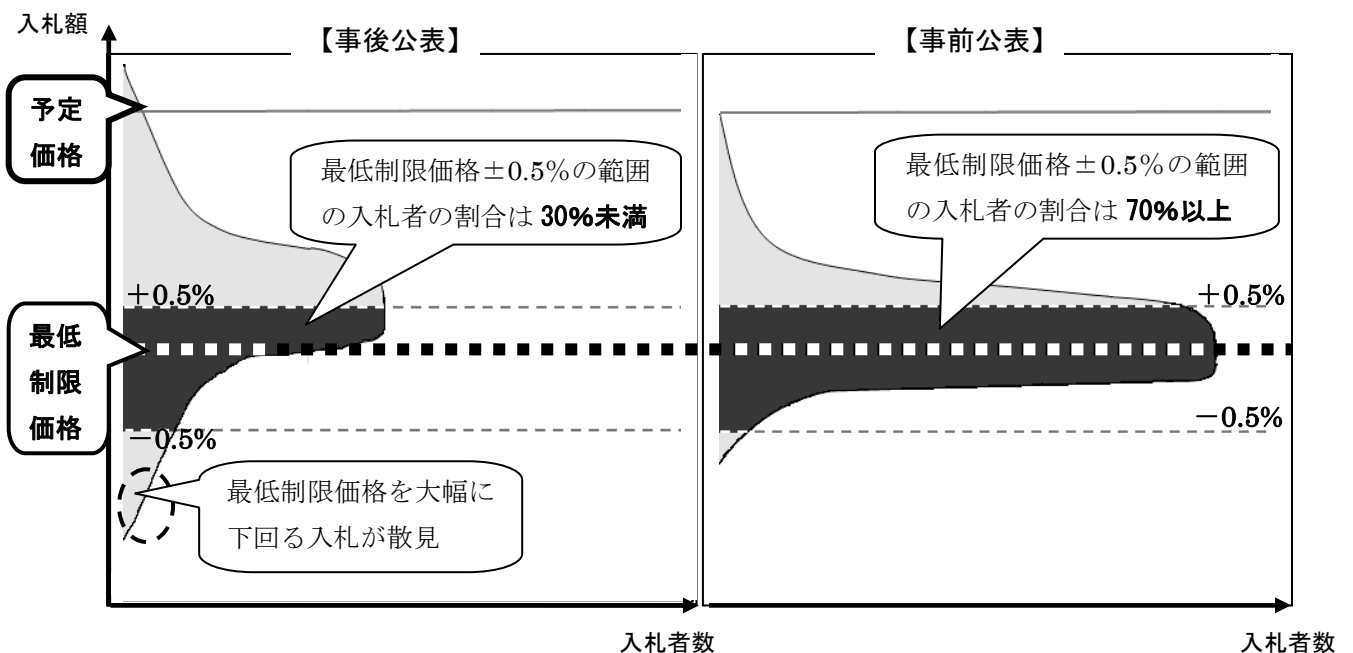
$$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times \alpha$$

$\alpha = 1.005 \sim 0.995$ の間の無作為に抽出した係数 (乱数)

※入札状況①の最低制限価格は、算出式にある乱数αを乗じないで計算上求めた理論値

- ②規模の大きな工事において、最低制限価格から10%以上、下回っている入札の割合は、事後公表は事前公表の4倍以上となっており、積算能力の差が大きく表れています。

【イメージ図】 規模の大きい工事における試行の入札状況



4 事後公表の実施に伴う不正行為の防止

工事の入札では、最低制限価格付近での落札が多くなっていることにより、入札参加者においては、落札するための情報として、予定価格よりも最低制限価格への関心が高まっています。

このため、最低制限価格の漏えいが起こり得ない仕組みとして、同価格の算出式に無作為に抽出した乱数 α を乗じることとしています。不正行為の防止にあたっては、この乱数 α を堅持するとともに、さらに、不正行為の防止の強化に向けて、既存の制度として整備されている「特定要望記録・公表制度(※1)」及び「不正防止内部通報制度(※2)」の運用の周知徹底や、罰則の強化等を図ります。

※1 「特定要望記録・公表制度」

横浜市職員の職務遂行に対する、職務上知ることのできた秘密を漏らす等を求める行為（特定要望）に対して、当該行為の記録や公表を行うなど、組織として対応することにより、横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図る制度です。

※2 「不正防止内部通報制度」

横浜市職員が知り得た行政運営上の違法・不当な行為等に関して、不正防止内部通報制度委員会（弁護士等により構成される第三者機関）に通報を行うなどにより、横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図る制度です。

○予定価格の事後公表の試行状況

		21年度		22年度		23年11月末				
		事後 公表	事前 公表	事後 公表	事前 公表	規模の大きい工事		対象以外 事前公表	事前公表 の合計	
						事後 公表	事前 公表			
対象件数	発注 件数	237件	2,914件	450件	2,441件	92件	102件	1,908件	2,010件	
	不調等	22件	127件	16件	72件	3件	6件	55件	61件	
	落札 件数	215件	2,787件	434件	2,369件	89件	96件	1,853件	1,949件	
平均落札率		84.5%	84.7%	84.0%	84.0%	87.2%	85.7%	84.9%	85.0%	
平均入札参加者数		9.3者	8.2者	14.0者	11.3者	15.7者	16.8者	11.7者	11.9者	
不調発生率		9.3%	4.4%	3.6%	3.0%	3.3%	5.9%	2.9%	3.0%	
最低制限価格と 同額の落札		0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	2件	
くじによる落札		0件 (—)	73件 (2.6%)	7件 (1.6%)	67件 (2.8%)	0件 (—)	2件 (2.1%)	36件 (1.9%)	38件 (2.0%)	
最低制限価格と同額で くじによる落札		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
最低制限価格(※1)への 集中度(±0.5%)		—	—	—	—	28.4%	72.6%	58.4%	59.1%	
最低制限価格 への集中度 (±1%)	1億円 未満	19.5% (221件)	44.1% (2,696件)	30.2% (398件)	60.7% (2,264件)	39.7%	81.1%	68.7% (1,872件)	68.9% (1,902件)	
	1億円 以上	15.8% (16件)	55.0% (218件)	27.0% (52件)	69.4% (177件)			64.7% (36件)	74.7% (108件)	
最低 制限 価格 ± 10% 超の 入札	10% 以上、 下回る 入札	1億円 未満	5.2%	0.1%	4.8%	0.1%	4.7%	0.9%	0.1%	0.1%
		1億円 以上	2.4%	0.5%	5.3%	1.6%				
	10% 以上、 上回る 入札	1億円 未満	31.1%	30.4%	23.8%	18.2%	12.9%	7.4%	14.0%	13.7%
		1億円 以上	37.7%	20.6%	10.8%	9.4%				
工事成績平均点		79.1点	78.9点	80.1点	79.3点	82.0点 (1件)	83.5点 (4件)	78.1点 (193件)	78.2点 (197件)	

※1 ±0.5%に係る最低制限価格は理論値

※2 20年度の事後公表の試行件数は8件

Ⅱ 委託の最低制限価格制度の適用拡大について

委託契約の最低制限価格制度については、平成 20 年 11 月から「建物管理」、「警備」、「施設運転管理・保守」、「廃棄物処理」の 4 業務に導入し、設定率を予定価格の 3 分の 2 で適用していましたが、今回新たに次の 3 業務にも適用します。

1 新たに適用する業務

業務名	設定率	実施予定時期
消防設備保守	予定価格の 3 分の 2	平成 24 年 1 月
道路・公園清掃		
公園緑地等管理		

2 理由

「消防設備保守」、「道路・公園清掃」、「公園緑地等管理」については、低価格での入札が多くなっており、当該契約の内容に適合した履行を確保するとともに、事業者の健全な経営環境の確保を図るため、最低制限価格制度を適用します。

【参考 1】落札率の分布（平成 23 年 11 月末現在）

落札率	業務名	消防設備 保守 (件)	道路・公園 清掃 (件)	公園緑地等管理	
				(件)	格付等級 C (600 万円 以下) (件)
0%以上～50%未満(A)		59	30	43	43
50%～60%		2	29	24	23
60%～70%			23	12	11
70%～80%		1	25	18	6
80%～90%			22	32	11
90%～100%			17	222	18
合計 (B)		62	146	351	112
落札率 50%未満の件数 (A) が全件数 (B) に占 める割合 (A) / (B)		95.2%	20.5%	12.3%	38.4%

【参考 2】最低制限価格制度について

(1) 内容

契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設定し、この金額を下回る金額で入札を行った者を失格とする制度です。（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項）

(2) 対象範囲：委託契約のうち、現在、「建物管理」、「警備」、「施設運転管理・保守」、「廃棄物処理」について適用（WTO 政府調達協定対象契約を除く）